

事 務 連 絡
令和 2 年 6 月 1 2 日

各 { 都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区 } 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省新型コロナウイルス感染症
対策推進本部

新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養の対象
並びに自治体における対応に向けた準備について（一部改正）

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「法」という。）における新型コロナウイルス感染症の患者及び無症状病原体保有者の退院の取扱いについては、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて（一部改正）」（令和 2 年 6 月 12 日健感発 0612 第 1 号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）により本日改正されたところ、当該改正を踏まえ、「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養の対象並びに自治体における対応に向けた準備について」（令和 2 年 4 月 2 日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）についても別添のとおり一部改正しますので、十分御承知の上、その取扱いに遺漏のないようご対応をお願いいたします。

本事務連絡による改正後の取扱いについては、本日より適用することとします。なお、既に宿泊療養又は自宅療養している者に関して、新型コロナウイルス感染症の患者については発症日に、無症状病原体保有者については陽性確定に係る検体採取日に、それぞれさかのぼって改正後の解除に関する基準を適用することとします。

新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養の対象並びに自治体における対応に向けた準備について」
(令和2年4月2日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡)

新	旧
2. 宿泊療養・自宅療養の対象及び解除の考え方 (2) 解除に関する考え方 ○ <u>新型コロナウイルス感染症の患者（有症状者）については、原則として次の①に該当する場合に、宿泊療養又は自宅療養を解除するものとする。ただし、次の②に該当する場合も、解除して差し支えないこととする。</u> ① <u>発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合</u> ② <u>発症日から10日間経過以前に症状軽快した場合に、症状軽快後24時間経過した後に核酸増幅法の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した24時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認された場合</u> ○ <u>無症状病原体保有者については、原則として次の③に該当する場合に、宿泊療養又は自宅療養を解除するものとする。ただし、次の④に該当する場合も、解除して差し支えないこととする。</u> ③ <u>発症日から10日間経過した場合</u> ④ <u>発症日から6日間経過した後に核酸増幅法の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した24時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認された場合</u> ○ <u>発症日とは、患者が症状を呈し始めた日とし、無症状病原体保</u>	2. 宿泊療養・自宅療養の対象及び解除の考え方 (2) 解除に関する考え方 ○ <u>発症日から14日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合に、宿泊療養又は自宅療養を解除するものとする。</u> <u>なお、発症日とは、患者が症状を呈し始めた日とし、無症</u>

有者又は発症日が明らかでない場合については、陽性確定に係る検体採取日とする。症状軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることとする。

また、上記の核酸増幅法の検査の際に陽性が確認された場合は、24 時間後に核酸増幅法の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した 24 時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認されるまで、核酸増幅法の検査を繰り返すものとする。(①又は③に該当した場合を除く)

なお、患者が再度症状を呈した場合や無症状病原体保有者が新たに症状を呈した場合は、症状軽快後に上記の場合に該当するまで解除の基準を満たさないものとする。

以下 略

状病原体保有者又は発症日が明らかでない場合については、陽性確定に係る検体採取日とする。また、症状軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることとする。

以下 略